

令和4年度農業機械士養成研修（第2回）実施要領

1 目的

主要農業機械（トラクタ・トラクタ用作業機・コンバイン・田植機等）の運転や取扱いに必要な基本的な知識・技能を習得する。

2 研修受講対象者

愛媛県内において農業機械の利用・管理・整備等に従事している、または従事しようとする18歳以上の者で、かつ、普通自動車運転免許を取得している者。

3 研修場所・日程

(1) 実施場所：農業大学校内（研修教室・農業機械研修場）及び県運転免許センター

(2) 日 程：別紙「日程表」のとおり

（但し、農業大学校及び運転免許センターの都合で日程を変更することがあります。）

4 研修内容

トラクタの運転操作技能、主要農業機械（トラクタ・トラクタ用作業機・コンバイン・田植機等）の構造機能及び取扱い、点検・整備および4サイクルガソリンエンジンの分解・組立、農業機械等の安全対策。

なお職業能力開発促進法に基づき、厚生労働省が認定する「農業機械整備技能士」の国家資格を有する者は、別紙「日程表」のうち、第1部(農業機械取扱い研修)を免除する。

5 定 員

(1) 20名までとする。（※定員になり次第申し込みを締め切ります）

(2) 別紙「日程表」のうち、第2部(運転免許取得研修)を①と②班に分けて行うが、申込者の人数等を考慮し班分けは農業大学校が行い、本人に通知する。

6 申し込みに必要な書類

研修受講希望者は、受講願書(様式第6号)、及び受験申込書(様式第1号)、運転免許証の写し(表・裏)を令和4年12月7日(水)までに、農業大学校研修担当へ提出すること。

※第2部の運転免許取得研修は、免許証の住所が愛媛県内でなければ受講・受験できないので、住所変更手続きを済ませておくこと。

7 経 費

①コース運転練習料及び安全協会指導料：30,000円程度

②運転免許試験申請料（1回当たり2,600円）

③運転免許証交付手数料（実技試験合格時に2,050円）

④交通安全協会費（1年分が500円。但し、免許証の有効年限によって異なる。）

※②～④とも、運転免許センター及び安全協会へ直接支払う経費です。

8 その他

大型特殊自動車免許を既に所有している人は、第2部(運転免許取得研修)が免除されま
す。

9. 注意事項

(1) 「トラクタ運転免許取得研修」での取得免許は、大型特殊自動車免許のうち「農耕車
限定」の条件が付されます。この免許で「農耕用車両」以外の大型特殊自動車車輛を運転
することはできません。

「トラクタ運転免許取得研修」の試験日以前に、違反や事故で処分点数に達している
者は、試験に合格しても免許証の交付ができない場合があります。

また、過去に「免許の取り消し処分」や「免許の拒否」を受けている場合、取消処分者
講習を受講していないと、免許試験は受験できません。

(2) 受講が決定すると写真が必要となります。「トラクタ運転免許取得研修」用として縦
3cm×横2.4cmが1枚必要となりますので、受講決定の連絡があった後ご準備下さい。

(3) 研修受付は農業大学校天心寮入口で行います。開講は、第1部初日の9時からです。
開始10分前までに受付を済ませてください。

(4) 研修期間中の携行品

運転免許証、健康保険証、印鑑、筆記用具、機械取扱作業やトラクタ運転に適した
な服装・靴・手袋等。

※研修中の食事や防寒対策は各自でご準備願います。

(5) 農業大学校には宿泊できません。

10 問合せ先

〒791-0112 松山市下伊台町 1553 番地

愛媛県立農業大学校 研修担当 眞田

電話：089-977-3261

FAX：089-977-5410

E-mail：

sanada-makoto@pref.ehime.lg.jp